

内閣府特命担当大臣
野田 聖子 殿

こどもまんなか社会の実現のための要望

令和4年5月27日
公明党「子どもの未来創造」特命チーム
公明党次世代育成推進本部

コロナ禍において、少子化・人口減少は一層進み、こどもや家族を巡る状況は深刻化しています。令和2年度の児童虐待相談対応件数は20万件を超え、不登校も20万件近くと過去最多となりました。いじめも急増し、子ども・若者の自殺者数も増えています。

こうした実態を踏まえ、今国会において、子どもの最善の利益を第一に、全ての子どもの健やかな成長等を保障し、こどもまんなか社会を実現するための「こども基本法案」と、それを実現するための司令塔となる「こども家庭庁設置法案」等が審議されています。これらの法案が成立した暁には、令和5年度から「こども家庭庁」が子どもの視点に立って、子どもの声を聞きながら、こども政策を一元的に推進し、こどもまんなか社会を実現していくことが期待されています。

そのためには、子ども家庭関連予算の倍増、人的体制の強化、子ども関連政策の充実は不可欠であり、公明党「子どもの未来創造」特命チーム並びに同次世代育成推進本部により、以下の項目を令和5年度概算要求に盛り込むことを強く要請します。

記

1. 子ども家庭関連予算の倍増

こども家庭庁の設置を契機として、政府全体として、子ども政策、少子化対策の予算の飛躍的な増加を図り、子ども政策を強力に推進すること。特に、少子化対策、仕事と育児の両立支援、家庭支援・子育て支援などについて、計画的に充実を進める中で、子ども家庭関連予算の倍増を確実かつ早期に実現すること。

2. 子ども政策に係る人的体制の抜本的な強化

こども家庭庁の定員については、こども家庭庁が新しい政策課題への対応、子ども関連政策を一元的に推進するための司令塔機能、子どもの視点に立った政策立案機能など様々な機能をいかに発揮していくために必要な人員を確保すること。

あわせて、子ども関連政策を担う人材の確保・育成・処遇改善等安心して働き続けるための環境改善に取り組むため、公定価格や配置基準の見直し等を進めること。

3. 子ども視点に立った具体的政策の充実

<こどもの意見反映のための取組推進>

- ・ こどもの意見を政策に反映させるため、多様な手法を組み合わせ、こどもの意見を継続的に聴くための仕組みづくりを進めるとともに、実践すること。中でも特になかなか自ら意見を表明することが難しいこどもたちの意見や思いも受け止め、反映できるよう、ピアサポートや専門家による伴走支援を実施すること。また、青少年の成長を支援する専門職、いわゆるユースワーカーなどの活用も推進すること。

<包括的な子育て家庭支援体制の構築>

- ・ 全ての妊産婦・子育て家庭・子どもが相談することができるこども家庭センターの各市町村設置を進め、母子保健と児童福祉が一体的に動いて支援を確実につなぐマネジメント機能の強化を図るなど、今国会で提出されている児童福祉法等の改正法の成立と円滑な施行を通して、市町村における妊産婦、子育て家庭、子どもを支える機能を抜本的に強化し、虐待の未然防止を確実に進めるとともに、未就園児への支援を強化すること。また、専業主婦世帯を含め、多様な保育ニーズへの対応を促進すること。
- ・ 妊娠から出産、幼児期、学齢期を通じて全ての子どもの育ちや子育てを支援するため、妊娠届出前の受診費用支援など妊産婦が妊婦健診等を受けやすくするための環境を整備すること。あわせて予期せぬ妊娠や課題のある中で妊娠をした妊産婦の置かれた状況を踏まえたきめ細やかな支援強化、産後ケアの全国展開と利用促進、新型出生前診断（NIPT）の実施に係る適正な支援体制の確保、病児保育の充実、家にも学校にも居場所のない学齢期の子どもや若者への居場所確保を図るとともに、全ての子育て家庭に対して、訪問家事支援や一時預かりなどの家庭支援・子育て支援の強化を図ること。
- ・ 上記の多様な子育て支援策を確実に実現するとともに、支援を必要とする家庭が必要とする支援に確実につながれるよう、全ての市町村において適切にアセスメントが行われ、ニーズに合ったサポートプランを策定するとともに、適切に利用勧奨を行う体制を整えること。
- ・ 保育所や放課後児童クラブの受け皿の拡充を進めるとともに、さらなる子育て支援の質の向上のため、人材の確保、公的価格の見直しを含めた処遇改善、配置基準の見直し等を進めること。
- ・ SNS等を活用し、情報提供・相談支援等を行い、継続して緩くつながり続けるデジタルソーシャルワークを推進すること。

<妊娠等に関する支援体制の構築>

- ・ 出産費用の実態や要因を調査し、出産育児一時金の増額含め安心して出産できる環境整備を進めること。
- ・ 学童期や思春期に、妊娠・出産に関する知識を出来るだけ早い段階から持ち、自らの体の健康意識を高める取り組み（プレコンセプションケア）を学校教育現場や企業等と連携して推進するとともに、SNS などを活用した相談体制を整備すること。
- ・ 不妊症や不育症の治療について、希望する人が適切に受けられるよう、相談支援や仕事との両立支援、検査費用支援など体制整備を進めること。
- ・ 不妊症・不育症とは別に、流産・死産等で子どもを失った家族の悲嘆に寄り添うグリーフケアやカウンセリング体制の充実、相談窓口の設置の推進、当事者団体によるピアサポート活動への支援等により、流産・死産等で子どもを失った家族を孤立させない、傷つけない取組を推進すること。

<虐待への対応の強化>

- ・ 凄惨な事案が二度と起こらないよう、また、適切に一時保護等が行われるなど、虐待等の事案への介入・支援が関係者間で連携して行われるよう、児童相談所における児童福祉司などの人的体制の強化と処遇の改善、弁護士等の配置促進、子ども家庭福祉分野で児童福祉法等の改正法案に盛り込まれている認定資格者の給与等の引上げや活躍の場確保も含めた資格の取得促進策の導入、児童相談所と市町村が円滑に情報共有を行うための ICT の活用推進を図ること。あわせて、サポートプランも活用したアセスメントの強化など、児童相談所や市町村のこども家庭センターにおける質・量両面の体制の強化を進めること。
- ・ 児童相談所の相談援助活動の ICT 化を進めること。業務データの分析利活用を図るとともに、業務システムの改善を図ること。あわせて、児童虐待対応における AI 利用を進めるにあたっては、AI 技術による職員の判断の代替は不可能、AI による新たな対応ノウハウ等の自動的な学習は不可能といった AI 技術の限界を踏まえつつ、データに基づく判断の質の向上により職員をサポートするとともに、所外においても閉域タブレット端末を活用し、入力・照会・閲覧等ができるようにするなど業務負担の軽減を図ること。
- ・ 一時保護中の子どもや、施設や里親で養育をされている子どもの処遇がより良いものとなるよう、児童福祉法等の改正法案に盛り込まれていることを踏まえ、一

時保護所の環境の改善や里親の支援体制の構築等による家庭的養育の推進を図るとともに、子どもの意見を聞く権利擁護の取組については、先進自治体の取組を積極的に推進すること。

- ・ 社会的養護経験者や困難を抱える若者の自立支援について、措置延長や年齢で一律に区切られない支援の提供、通いながら自立支援の提供が適切に成されるよう、児童福祉法等の改正法案に盛り込まれていることを踏まえ、都道府県等において児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の確実な整備と活用を進めること。そのためにも社会的養護経験者等の実態調査を引き続き実施するとともに、各都道府県においても実態調査を実施し、支援ニーズを把握し、支援につなぐ仕組みを整えること。また、施設入所中の段階からの自立支援（インケア）の充実やアフターケア団体等との連携を進めること。

＜ヤングケアラーへの対応＞

- ・ ヤングケアラーへの支援について、確実に支援が行き届くよう、自治体における実態調査や、関係者への教育・研修の実施、多分野の支援をコーディネートする体制の構築、ヤングケアラーがいる家庭への訪問を通じた家庭支援の提供など親子共に支援する取組を実施するとともに、広く国民に対する広報啓発を通じた社会的認知度の向上に集中的に取り組むこと。
- ・ 外国籍のヤングケアラーについては家族ケアに加え、病院や行政手続きなどにおける通訳など過重な負担がかかっている現状を踏まえた、きめ細やかな支援を講ずること。

＜ひとり親支援＞

- ・ 低所得のひとり親が職業訓練を受講できるよう、受講期間中の生活費を給付する高等職業訓練促進給付金の特例を恒久化するとともに、教育訓練講座の受講経費を給付する自立支援教育訓練給付金を拡充すること。
- ・ 生活保護を受給しているひとり親が看護師等資格取得できるよう、就労支援の充実を図ること。
- ・ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業を恒久化すること。

＜障害児支援の強化＞

- ・ 特別支援学級の教職員定数を改善するとともに、特別支援学校における教室不足の解消やバリアフリー化などの教育環境の整備を加速化します。また、障害のある子どもが個々に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援学級と通級による指導の適切な選択を促し、通級による指導の円滑な運用を推進します。あわせ

て、特別支援学級の学級編成の標準 6 人へと拡充をすること。

- ・ 医療的ケア児がどこに住んでいたとしても、安心して暮らすことができるよう、「医療的ケア児支援法」に基づき、日常生活における支援や相談支援、保育所・学校等における医療的ケアなど、医療的ケア児・者やその家族が適切な支援を受けられる体制を整備すること。
- ・ 発達障がいを含めた障害のある子どもが早期から継続的に適切な教育や支援を受けられるよう、発達障がい等の早期発見・早期療育支援、情報の適切な共有・引き継ぎなど、関係機関の連携による乳幼児期から就労期まで一貫した支援を実施する体制を整備すること。
- ・ 障がいのある子どもや若者の高校や大学等への進学するにあたって、様々な課題に直面している実態を当事者の声を聞くなどにより把握し、安心して通学でき、学び続けられる環境を整備すること。

<教育と福祉の連携強化>

- ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）の大幅な増員や常勤化を図るとともに、学校外の地域の NPO 等民間団体や福祉関係者等との連携体制を構築するとともに、教育と福祉等に関するデータを連携させ、真に支援が必要な子ども・家庭を発見し、ニーズに応じてプッシュ型の支援を届ける取組を推進すること。
- ・ 学校現場において、教員の働き改革を進め、教員等学校関係者が子どもたちに向き合い、子どもたちの声に耳を聞く取組を推進すること。あわせて、文部科学省としても教育政策を実施するにあたり、当事者である子どもの声を聞く取組を実施すること。
- ・ 教員が様々な課題を抱え、孤立し、支援を必要としている子どもたちに適切に対応できるよう、児童福祉に関する研修を受講できる機会を確保するとともに研修受講を評価すること。

<いじめ・不登校対策>

- ・ 不登校の子どもに寄り添って学ぶ機会を充実させるため、フリースクールへの支援及び連携体制の構築、教育支援センターの機能強化、各都道府県・政令都市への不登校特例校の設置、学校内における居場所の確保、訪問教育などを推進すること。また不登校の学齢生徒の受け入れも可能になった夜間中学校を 5 年以内に全ての都道府県・政令市への設置を推進すること。
- ・ いじめ、不登校、虐待、貧困、自殺等の未然防止および迅速な対応のため、スクー

ルカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、養護教諭、学習指導員等の配置を充実させるとともに、外部人材の活用、福祉・医療・NPO などの関係機関との連携強化や SNS 相談体制の拡充、SOS の出し方・聞き方教育、メディアリテラシー教育などを推進すること。

- ・ 不登校や病気療養の子どもたち、特別支援教育が必要な子どもたち、外国人児童生徒などの学びの確保や、感染症や災害時などの非常時の学びの継続のため、オンライン授業の環境整備や ICT の活用を推進すること。

4. その他関連事項

<子どもの学習・生活支援事業>

- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業については引き続き厚生労働省所管となるが、こども政策の重要な事業の一つとして位置づけ、こどもまんなか社会を目指すとの理念に基づき、こども家庭庁と厚生労働省が連携して実施すること。

<困難な問題を抱える女性への支援>

- ・ 婦人保護事業についても、こども家庭庁に移管せず、女性福祉の増進等という観点から厚生労働省所管となるが、支援を必要とする若年妊婦や同伴児童等への対応などこども家庭庁と連携しつつ、切れ目なく支援を実施すること。
- ・ 上記事業を売春防止法から切り離し、貧困や暴力など様々な困難な問題を抱える女性にニーズに合った最適な支援を実施するための新たな法的枠組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援法案」が今国会成立することを見込み、新法施行に向けて必要な予算を安定的に確保する仕組みを構築するとともに、所管する厚生労働省において新法を所管する専任の管理職及びその下で業務遂行を図るための体制を整備するとともに、現場の支援者等の意見を踏まえ、基本方針の早期策定、女性相談支援センターなど各都道府県での支援体制の計画的な整備、女性相談支援員など支援に携わる人材の確保・養成・処遇改善、民間団体との協働事業を進めること。特に、女性相談支援員については新法に基づき、民間団体との協働や関係機関との連携など地域における支援の中核として重要な役割を果たすため、交付税措置を図り、増員や常勤化を進めること。
- ・ 令和 3 年度に実施した民間団体支援強化・推進事業を継続するとともに、民間団体同士が連携できる全国プラットフォームづくりを推進すること。